

横須賀市報

第1870号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地
 毎月 横須賀市役所
 編集兼 横須賀市長
 10日 発行人 上地克明
 25日 印刷所 (有)宮村印刷所

目次

規則

◆事務分掌規則中一部改正…………… 15195

告示

◆指定障害児通所支援事業者の指定について…………… //

◆指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… //

◆指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について…………… //

◆指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… 15196

◆指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について…………… //

◆指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… //

◆地縁による団体の告示事項の変更について…………… //

◆除却広告物等の保管について…………… //

◆放置自転車等の移動について…………… 15197

◆道路区域変更について…………… 15198

◆道路の供用開始について…………… //

公告

◆介護保険料納入通知書の公示送達…………… //

◆介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… //

◆住民票の職権消除について…………… //

◆国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… //

◆国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… 15199

◆国民健康保険料の督促状の公示送達…………… //

◆国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… //

◆国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… //

◆債権差押調書の公示送達…………… //

◆配当計算書の公示送達…………… //

◆開発行為の工事完了について…………… //

- ◆国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… 15200
 - ◆国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… //
 - ◆建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について…………… //
 - ◆農用地利用集積計画について…………… //
- 教育委員会告示
- ◆教育委員会定例会の招集について…………… //
 - ◆教育委員会臨時会の招集について…………… //

規則

横須賀市規則第52号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和5年8月25日

横須賀市長 上地克明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条企業誘致・工業振興課の部第3号中「株式会社横須賀テレコムリサーチパーク」を「株式会社横須賀リサーチパーク」に改める。

附則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

告示

横須賀市告示第173号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和5年8月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年8月1日	放課後等デイサービスりんごばい	横須賀市ハイランド4丁目5番4号	放課後等デイサービス	横須賀市ハイランド四丁目5番4号 株式会社HUMANE NURSE 代表取締役 米山香織

横須賀市告示第174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和5年8月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年8月1日	デイサービス 皆の衆	横須賀市武1丁目30番1号	地域密着型通所介護	横須賀市武一丁目30番1号 特定非営利活動法人皆の衆 理事 高橋理恵
同	かもめ倶楽部	横須賀市鴨居2丁目80番37号2F	小規模多機能型居宅介護	横須賀市西浦賀六丁目1番1号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石渡庸介

横須賀市告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和5年8月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年7月31日	レコードブック久里浜	横須賀市根岸町4丁目2番1号	地域密着型通所介護	東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社インターネットインフィニティー 代表取締役 別 宮 圭 一
同	小規模多機能なかよし	横須賀市鴨居2丁目80番37号	小規模多機能型居宅介護	横須賀市平作八丁目20番20号 有限会社ライフサポートいずみ 代表取締役 小 澤 ミサヲ

横須賀市告示第176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年7月31日	矢島ケアプランセンター	横須賀市ハイランド5丁目14番9号	居宅介護支援	横須賀市ハイランド五丁目14番9号 合同会社シラカバ 代表社員 矢 島 恵 子

横須賀市告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年7月31日	小規模多機能なかよし	横須賀市鴨居2丁目80番37号	介護予防小規模多機能型居宅介護	横須賀市平作八丁目20番20号 有限会社ライフサポートいずみ 代表取締役 小 澤 ミサヲ

横須賀市告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年8月1日	ミモザヘルパーステーション横須賀	横須賀市追浜本町1丁目65番地5 ヤマザキハイツ101号室	居宅介護	東京都品川区南品川二丁目2番5号 ミモザ株式会社 代表取締役 松 本 考 二

横須賀市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変更前	変更後
観音崎自治会	齋 藤 洋 子 横須賀市鴨居3丁目59番4号	森久保 真 一 横須賀市鴨居3丁目69番20号

横須賀市告示第180号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	1	津久井4丁目地内	令和5年7月3日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

- (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課
~~~~~  
横須賀市告示第 181 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日         | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                                                       | 保 管 場 所                     |
|-------------------|-------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                   | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動二輪車 |                                                                                                      |                             |
| 令和5年7月3日から同月31日まで | 56台         | 1台               | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                      | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                 | 8           | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                    | 同                           |
| 同                 | 0           | 1                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                      | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 45          | 2                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                   | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                    | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                     | 同                           |
| 同                 | 3           | 1                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                      | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                 | 1           | 0                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                    | 同                           |
| 同                 | 0           | 1                | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                      | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 11          | 0                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                     | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                 | 1           | 1                | Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                 | 同                           |
| 同                 | 18          | 3                | 追浜本町2丁目、夏島町、追浜東町3丁目、船越町1丁目、吉倉町1丁目、三春町2丁目、不入斗町3丁目、佐野町6丁目、公郷町4丁目、馬堀海岸2丁目、久里浜4丁目・6丁目、野比2丁目及び津久井5丁目地内の道路 | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 追浜駅第1自転車等駐車場                                                                                         | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                 | 1           | 0                | 追浜駅第3自転車等駐車場                                                                                         | 同                           |
| 同                 | 0           | 1                | 汐入駅第2自転車等駐車場                                                                                         | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 1           | 0                | 衣笠駅第1自転車等駐車場                                                                                         | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                 | 1           | 0                | 北久里浜駅第3自転車等駐車場                                                                                       | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 京急大津駅自転車等駐車場                                                                                         | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 1           | 0                | 久里浜駅自転車等駐車場                                                                                          | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |

2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間  
3 返還を受ける方法  
(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所  
(2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。た

だし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき 2,500円

原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第182号

道路区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                  | 敷地の幅員            | 延 長          |
|-------|-----|--------------------------------------|------------------|--------------|
| 1,617 | 旧   | 日の出町1丁目4番の29地先から<br>日の出町1丁目9番の9地先まで  | メートル<br>9.0~10.1 | メートル<br>61.4 |
|       | 新   | 日の出町1丁目4番の29地先から<br>日の出町1丁目9番の1地先まで  | 12.4~14.9        | 61.4         |
| 2,997 | 旧   | 長沢6丁目2181番の4地先から<br>長沢6丁目2134番地先まで   | 2.7~ 4.3         | 30.4         |
|       | 新   | 長沢6丁目2134番地先から<br>長沢6丁目2134番地先まで     | 2.8~ 4.0         | 8.0          |
| 6,597 | 旧   | 長沢6丁目2161番の2地先から<br>長沢6丁目2135番の2地先まで | 6.2~12.5         | 48.7         |
|       | 新   | 長沢6丁目2161番の2地先から<br>長沢6丁目2135番の2地先まで | 11.9~19.1        | 48.7         |

横須賀市告示第183号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和5年8月25日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 起 終 点                                |
|-------|--------------------------------------|
| 676   | 日の出町1丁目6番の12地先から<br>日の出町1丁目8番の10地先まで |
| 1,617 | 日の出町1丁目4番の29地先から<br>日の出町1丁目9番の1地先まで  |
| 2,997 | 長沢6丁目2134番地先から<br>長沢6丁目2134番地先まで     |
| 6,597 | 長沢6丁目2161番の2地先から<br>長沢6丁目2135番の2地先まで |

公 告

横須賀市公告第164号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年度    | 科 目        | 備 考                           |
|-------|------------|-------------------------------|
| 令和5年度 | 介護保険料納入通知書 | 6月分及び7月分の納期限は、令和5年8月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第165号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目                       | 発付年月日     |
|-------|---------------------------|-----------|
| 令和5年度 | 介護保険料額決定通知書兼<br>特別徴収開始通知書 | 令和5年6月15日 |

(別紙略)

横須賀市公告第166号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和5年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第167号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 科 目 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

|       |              |                                                                                |
|-------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年度 |              | 4月分の納期限は、令和5年8月31日に変更する。                                                       |
| 令和5年度 | 国民健康保険料決定通知書 | 6月分の納期限は、令和5年8月31日、同年10月2日、同月31日、同年11月30日、令和6年1月4日、同月31日、同年2月29日及び同年4月1日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第168号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目          | 備 考                                                                            |
|-------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年度 |              | 減額分                                                                            |
| 令和4年度 |              | 減額分                                                                            |
| 令和5年度 | 国民健康保険料変更通知書 | 7月分の納期限は、令和5年8月31日、同年10月2日、同月31日、同年11月30日、令和6年1月4日、同月31日、同年2月29日及び同年4月1日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第169号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別  | 発付年月日      |
|-------|---------|------|------------|
| 令和3年度 |         | 2月分  | 令和4年3月30日  |
|       |         | 3月分  | 令和4年4月28日  |
|       |         | 6月分  | 令和4年7月29日  |
| 令和4年度 | 国民健康保険料 | 7月分  | 令和4年8月31日  |
|       |         | 8月分  | 令和4年9月30日  |
|       |         | 9月分  | 令和4年10月28日 |
|       |         | 11月分 | 令和4年12月28日 |
|       |         | 12月分 | 令和5年1月31日  |
|       |         |      |            |

(別紙略)

|       |     |           |
|-------|-----|-----------|
|       | 1月分 | 令和5年2月28日 |
|       | 2月分 | 令和5年3月30日 |
|       | 3月分 | 令和5年4月28日 |
| 令和5年度 | 4月分 | 令和5年5月31日 |
|       | 5月分 | 令和5年6月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第170号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第171号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第172号 (令和5年8月15日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第173号 (令和5年8月15日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第174号 (令和5年8月15日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年8月15日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許可年月日及び許可番号          | 工事完了検査済証交付年月日及び交付番号 | 開発区域に含まれる地域の名称     | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                               |
|----------------------|---------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------|
| 令和4年10月27日<br>令4開第8号 | 令和5年8月8日<br>令5第3号   | 横須賀市長瀬2丁目820番1ほか1筆 | 横浜市中区石川町一丁目45番地2<br>株式会社プルメリア・コンサルティング・コーポレーション<br>代表取締役 櫻井 聖一 |

(別紙略)

横須賀市公告第 175 号 (令和5年8月22日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月22日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 176 号 (令和5年8月22日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計

算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年8月22日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 177 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日        | 道路廃止地名地番                      | 地 目         | 幅 員          | 延 長          | 申請者の住所及び氏名                                                 |
|--------------|-------------------------------|-------------|--------------|--------------|------------------------------------------------------------|
| 令和5年<br>8月9日 | 横須賀市平作2丁目2825番27 2830番1 7の各一部 | 田<br>宅<br>地 | メートル<br>4.00 | メートル<br>6.05 | 横浜市中区野毛町三丁目160番地4 ちえ<br>るる野毛112<br>ランドバンク株式会社<br>代表取締役 舘 剛 |

横須賀市公告第 178 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年8月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字馬込原85番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷 170 番地  
村 瀬 好 彦
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷71番地  
小 林 カノ子

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字馬込原77番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目21番23号  
原 田 隆 道
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷71番地  
小 林 カノ子

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井2丁目2155番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目5番39号  
肥 田 ナヲ子
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目8番11号  
山 崎 充 代

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第11号 (令和5年8月7日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和5年8月7日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 日時 令和5年8月10日午前9時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

横須賀市教育委員会告示第12号 (令和5年8月14日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。  
令和5年8月14日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 日時 令和5年8月17日午前9時30分
- 会議開催の場所 横須賀市議会第3委員会室
- 会議に付議すべき事項
  - 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
  - 令和6年度使用中学校教科用図書の採択について
  - 令和6年度使用高等学校教科用図書の採択について
  - 令和6年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について